

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	花巻市自殺対策計画	【目的】「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指す。 【内容】地域における自殺の統計分析、自殺対策の取り組みと評価、推進体制 【区分】基本計画 【計画期間】平成31年度～35年度 【関係法令】自殺対策基本法 第13条による責務	ア 計画		

1 参画の対象

対象の名称	花巻市自殺対策計画	対象区分	市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
対象の内容	【目的】 「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現 【計画期間】 平成31年～35年度 【関係法令】 自殺対策基本法 第13条 【内容】 地域の自殺統計の分析、自殺対策の取り組み、推進体制、評価等		

2 選択した市民参画の方法

方法①	審議会その他の附属機関における委員の公募
名称	健康づくり推進協議会
時期及び回数	8月下旬と2月下旬に開催（2回）
周知方法及び周知時期	開催日の2週間以上前に郵送により通知する
対象者（対象地域）	健康づくり推進協議会（花巻市医師会、花巻市保健推進委員協議会、花巻農業協同組合生活福祉部福祉課、岩手県中部保健所、花巻市歯科医師会、花巻市民生委員児童委員協議会、花巻市学校保健会、花巻市地域婦人団体協議会、花巻青年会議所、花巻市社会福祉協議会、花巻市食生活改善推進員協議会、花巻市薬剤師会、岩手県看護協会花巻支部、岩手県栄養士会県央地区、花巻商工会議所、花巻市スポーツ推進委員協議会、花巻市法人立保育所協議会、花巻私立幼稚園協議会、公募委員2名）計20名
結果公表の方法及び時期	市ホームページに掲載する（平成30年9月、平成31年4月）
方法や時期を選択した理由	健康づくり推進協議会の設置要綱の所掌事項の一つが「健康づくりに関する保健計画の審議」である。協議会の委員は、健康づくりの推進に関係が深い団体の役職員等に委嘱をしており、それぞれの立場の方から意見聴取ができる。素案及び修正案について意見聴取を行うため、2回開催することとした。

方法②	その他適切と判断される方法
名称	自立支援協議会相談支援部会
時期及び回数	9月と11月の2回出席（予定）
周知方法及び周知時期	開催日の2週間以上前に郵送により通知する
対象者（対象地域）	自立支援協議会相談部会（花巻市社会福祉協議会、国立病院機構花巻病院、花巻市身体障がい者相談員、中部保健所、東和地域包括支援センター、地域生活支援センターしおん、こぶし相談室、相談支援事業所しょうふう、障がい福祉課、相談支援事業所あけぼの）計10名
結果公表の方法及び時期	市ホームページに掲載する（平成30年10月、12月）
方法や時期を選択した理由	「市町村自殺対策計画策定の手引」によると、住民のニーズを把握するとともに理解を得るために、検討会等を設けることとしている。意見聴取の結果を計画の素案に反映するために上記の時期を選択した。

3 計画・条例等の全体スケジュール

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
策定等				策定部会（担当課）による素案の作成					素案の修正				最終案の修正	決定
方法①					→	→	→	→	→		→	→		→
					→	→	→	→	→		→	→		→
方法②					→	→	→	→	→	→				→
					→	→	→	→	→	→				→

1 参画の対象

対象の名称	「(仮称)西南道の駅」整備事業に係る基本設計	計画等の策定日(制定日)	平成30年3月23日
対象区分	(特定地域)建物		
対象の内容	【目的】 道の駅を核とした地域の連携強化を図り、道路利用者に安全で快適な交通環境を提供するため、太田・笹間地区への道の駅を整備する。 【内容】 「(仮称)西南道の駅」整備に係る基本設計 【建物完成までのスケジュール】 平成30年度 実施設計・用地取得 平成31年度 土木工事 平成32年度 建築工事		

2 実施した方法の詳細

	当初予定	実施内容
方法①	その他適切と判断される方法	その他適切と判断される方法
名称	関係団体からの意見聴取	関係団体からの意見聴取
周知方法及び時期	開催日の2週間以上前に郵送により通知する。	開催日の2週間以上前に郵送により通知。
実施の時期(日時)場所及び回数等の内訳	7月、11月のほか必要に応じて開催。	①8月29日(火)16:00 まなび学園 8人 ②11月30日(木)16:00 笹間振興センター10人 ③2月27日(火)14:30 花巻市役所本館 8人
対象者(対象地域)	花巻市「(仮称)西南道の駅」整備検討委員会(岩手県立大学総合政策学部教授、花巻商工会議所専務理事、道の駅とうわ駅長、花巻観光協会専務理事、農事組合法人リアル代表(太田地区)、花卉栽培農家代表(太田地区)、農産物直売所すぎの木代表(笹間地区)、JAいわて花巻女性部花巻地域支部笹間支部支部長(笹間地区)、岩手県南広域振興局花巻土木センター道路整備課長、花巻市建設部長)計10名	花巻市「(仮称)西南道の駅」整備検討委員会(岩手県立大学総合政策学部教授、花巻商工会議所専務理事、道の駅とうわ駅長、花巻観光協会専務理事、花巻農業協同組合企画管理部長、農事組合法人リアル代表(太田地区)、花卉栽培農家代表(太田地区)、農産物直売所すぎの木代表(笹間地区)、JAいわて花巻女性部花巻地域支部笹間支部支部長(笹間地区)、国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所調査第二課長、岩手県南広域振興局花巻土木センター道路整備課長、花巻市建設部長、花巻市理事)計13名
実施結果意見提出者数・提出件数等		①出席者：8名 意見：132件 ②出席者：10名 意見：94件 ③出席者：8名 意見：82件 出席者のべ26名 意見のべ308件

方法①	当初予定	実施内容
結果公表の方法及び時期	1月中旬に公表する	3月16日 市ホームページに掲載

3 実施した方法の自己評価

○市民参画により効果があったこと	事業の進展があった都度意見をいただくことができ、基本設計に反映できた。
○予定を変更して実施した場合の内容と理由	道の駅登録の関係から、国土交通省岩手河川国道事務所の指導や意見及び産直・物産については花巻農業協同組合の指導や意見を賜りたく、整備検討委員会への参加を依頼した。
○反省点	関係機関等との協議に時間を要したことから、基本設計素案の作成が遅れ、当初の見込みより遅い時期の開催となってしまった。
○市民参画の実施に当たっての改善点	市民参画計画書作成の際に、関係機関等との協議に時間を要することも想定し、余裕を持った計画を作成するよう改善する。

対象の名称	「(仮称) 西南道の駅」整備事業に係る基本設計
-------	-------------------------

2 実施した方法の詳細

	当初予定	実施内容
方法②	意見交換会の開催	意見交換会の開催
名称	市民及び地域団体との意見交換会	市民及び地域団体との意見交換会
周知方法及び時期	開催日の2週間前までに西南地域振興協議会、太田・笹間地区コミュニティ会議を通じて周知するほか、広報、ホームページへ掲載する。	<ul style="list-style-type: none"> ・H30.2.1 笹間地区コミュニティ会議だよりへの掲載 ・H30.2.8 市ホームページへの掲載 ・H30.2.15 太田地区振興会だより、広報はなまきへの掲載 ※資料については、ホームページに掲載
実施の時期(日時)場所及び回数等の内訳	11月以降開催(西南地区地域振興協議会及び太田、笹間各地区の他、まなび学園で開催)	○太田・笹間地区行政区長等からの意見徴収 平成30年1月12日(金) 15:00~15:50 市民説明会 ①笹間振興センター 平成30年2月19日(月) 18:00~19:00 ②太田振興センター 平成30年2月20日(火) 18:00~18:40 ③まなび学園 平成30年2月21日(水) 18:00~18:45
対象者(対象地域)	全市民及び西南地区の各種団体	西南地区を中心とした花巻市民、西南地区行政区長
実施結果意見提出者数・提出件数等		○出席者：21名 意見：18件 ①出席者：27名 意見：15件 ②出席者：37名 意見：8件 ③出席者：13名 意見：15件 出席者のべ98名 意見のべ56件

方法②	当初予定	実施内容
結果公表の方法及び時期	1月上旬に公表する	3月12日市ホームページに掲載

3 実施した方法の自己評価

○市民参画により効果があったこと	基本設計素案の修正を要する意見は少なかったが、今後事業を進めるうえで参考とすべき意見を得られた。
○予定を変更して実施した場合の内容と理由	なし
○反省点	関係機関等との協議に時間を要したことから、基本設計素案の作成が遅れ、当初の見込みより遅い時期の開催となってしまった。
○市民参画の実施に当たっての改善点	市民参画計画書作成の際に、関係機関等との協議に時間を要することも想定し、余裕を持った計画を作成するよう改善する。

方法②

対象の名称 「(仮称) 西南道の駅」整備事業に係る基本設計

市民参画職員チーム評価内容

総合評価	改善の余地があるとした項目と理由
<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 改善の余地あり	<input type="checkbox"/> 方法 <input type="checkbox"/> 周知 <input type="checkbox"/> 実施時期・場所等 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域) <input type="checkbox"/> 結果公表

市民参画・協働推進委員会評価内容

総合評価	改善の余地があるとした項目と理由
<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 改善の余地あり	<input type="checkbox"/> 方法 <input type="checkbox"/> 周知 <input type="checkbox"/> 実施時期・場所等 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域) <input type="checkbox"/> 結果公表

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	花巻市名誉市民条例	<p>【目的】 名誉市民の称号等を贈り、その功績を顕彰しようとするもの</p> <p>【内容】 市外に居住する、本市に縁が深い方で、公共の福祉の増進、又は文化・スポーツの振興に寄与し、市民から深く尊敬されている方に名誉市民の称号等を贈り、顕彰しようとするもの</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年6月議会定例会 ②施行日 公布の日</p>	対象外		市外居住で本市に縁が深く、市勢の発展又は市の名誉・名声の高揚に著しく貢献した方を顕彰するものであるため。
2	花巻市市税条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 法人市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金計算についての規定の整備 土壌汚染の特定有害物質排出抑制施設に係る課税標準の特例措置の廃止 土地の固定資産税の負担調整等を継続するための評価替えに伴う期間の延長の実施</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年6月議会定例会（平成30年3月31日専決処分） ②施行日 平成30年4月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 地方税法等の一部を改正する法律 ②法律改正施行日 平成30年4月1日</p>	工 義務 権利	才 市税 等	法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであるため。
3	花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地方税法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 基礎課税額に係る課税限度額の変更 減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更 特例対象被保険者等に係る申告の変更</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年6月議会定例会（平成30年3月31日専決処分） ②施行日 平成30年4月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 地方税法施行令等の一部を改正する政令 ②法律改正施行日 平成30年4月1日</p>	工 義務 権利	才 市税 等	法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由（重要なものに該当しない理由）
4	花巻市市税条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 市民税の納税義務者等に係る電子申告義務化の規定の変更 個人市民税の非課税の範囲の変更 基礎控除額の所得要件の創設 調整控除額の所得要件の創設 年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直し 大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務を規定 製造たばこの区分の新設 加熱式たばこを製造たばことみなす場合の規定の新設 たばこ税の課税標準の一部の段階的な変更 たばこ税率の段階的引き上げ 汚水廃液処理施設に係る固定資産税の地域決定型税制特例措置（以下、「わがまち特例」という。）の割合の改正 対象となる固定資産が当市にないものについてのわがまち特例の廃止 再生可能エネルギー発電設備に係るわがまち特例の規定の改正 中小事業者等が取得した先端設備等に係るわがまち特例の新設</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年6月議会定例会 ②施行日 平成30年10月1日ほか</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 地方税法等の一部を改正する法律 ②法律改正施行日 平成30年4月1日</p>	工 務 権 利	才 市 税 等	法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであるため。
5	花巻市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地域再生法の一部改正に伴い、条項の整理（認定期日の延長及び文言の変更）を行うもの。</p> <p>【内容】 地域再生法の一部改正に伴い、認定期日を「平成30年3月30日まで」から「平成32年3月31日まで」に延長するもの。また、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」から「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に名称変更するもの。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年9月議会定例会 ②施行日 公布日 (平成30年4月1日から適用)</p> <p>【法令に基づく制定の場合】 ①名称 地域再生法 ②法令改正施行日 未定</p>	対 象 外		法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであるため。
6	生産性特別措置法に基づく導入促進基本計画	<p>【目的】 「生産性向上の実現のための臨時措置法」に基づき、中小企業等が策定した先端設備等導入計画を市が認定するために必須となる計画を策定。</p> <p>【内容】 先端設備等導入計画を策定した中小企業等に対する優遇措置（税制措置、国庫補助金優先採択）</p> <p>【区分】 基本計画</p> <p>【計画期間】 平成30年度～平成32年度</p> <p>【関係法令】 生産性特別措置法</p>	対 象 外		中小企業の実現性向上を支援するため、法人の設備投資に係る固定資産税の減免について、法令の規定・指針により示された、減免基準を参酌し策定する計画であるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
7	花巻市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 介護保険の地域密着型サービスの運営等に関する基準を定める。</p> <p>【内容】 地域密着型サービスの運営基準等を定める厚生労働省令の改正に伴い、対応する市の基準条例を改正する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年6月議会定例会で報告（平成30年3月28日専決） ②施行日 平成30年4月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 ②省令改正施行日 平成30年4月1日</p>	対象外		法令により基準が定められているものであるため。
8	花巻市介護保険条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 市が行う介護保険について、法令に定めるもののほか、必要な事項を定める。</p> <p>【内容】 令改正により引用条項の整理を行う。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年6月議会定例会 ②施行日 平成30年8月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 介護保険法施行令 ②法令改正施行日 平成30年8月1日</p>	対象外		法令の改正に伴う引用条項の整理であるため。
9	花巻市公立保育園再編指針（変更）	<p>【目的】 柔軟で充実した保育サービスを提供する体制を構築するため、統廃合や民営化を通じて公立保育園を新たに再編成する。</p> <p>【内容】 本市の現状、課題、解決のための方策</p> <p>【区分】 基本方針</p> <p>【計画策定年度】 平成27年度</p> <p>【計画期間】 平成27年度から平成32年度</p>	ア 計画	ア 軽微	第1期実施計画の検証に基づき、引き継ぎ保育を1年間行うこととし、計画期間を1年間延長するため。
10	花巻市公立保育園再編第2期実施計画（H29.11.20委員会資料No.14修正）	<p>【目的】 花巻市公立保育園再編指針に基づき、再編対象保育園を搭載し事業を進める。</p> <p>【内容】 民営化を行う対象園を設定</p> <p>【区分】 実施計画</p> <p>【計画期間】 平成30年度～平成32年度</p>	対象外		花巻市公立保育園再編指針に基づき、内部の意思決定を行うものであるため。
11	花巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 学童クラブの施設の運営基準を定める</p> <p>【内容】 学童クラブの放課後児童支援員の資格取得に必要な教員免許の明確化と、資格取得可能となる対象の拡充</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年6月議会定例会 ②施行日 公布日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 ②法令改正施行日 平成30年4月1日</p>	対象外		法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであるため。